平成２２年（フ）第８０３号
茨城県鉾田市上沢1722番地
債務者　高野　克典
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８０７号
茨城県常陸太田市赤土町78番地
債務者　岩間　　満
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８０９号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚699番地の４
債務者　帯施　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８１９号
茨城県水戸市備前町２番５―205号　第１水戸パークハイツ
債務者　北島　正博
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
茨城県ひたちなか市大字東石川3564番地１
シャーメゾンパラベーラ105
債務者　小林　美幸
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８４号
茨城県土浦市木田余東台４丁目13番26号　セジュール東台Ｃ102
債務者　長谷川眞二
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４６０号
茨城県つくば市森の里23番地３
債務者　勝又　智代
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４７１号
茨城県つくば市牧園３番地７　フォーレスＴＡＣＨＩＢＡＮＡ壱番館202号
債務者　出澤　将司
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８８号
茨城県守谷市みずき野７丁目20番地17
債務者　安部　正二
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
茨城県守谷市みずき野７丁目20番地17
債務者　安部　幸江
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
富山県黒部市朴谷538番地、前住所埼玉県さいたま市岩槻区宮町２丁目４番11―３号　ヴィラ・ルミエールＣ棟102号室
債務者　山口　里実
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第４１号
富山県魚津市新角川２丁目２番８号
債務者　島田　育子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第５６６号
山梨県甲府市下河原町３番52―102号
債務者　小林　早苗
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
山梨県中央市東花輪183番地１
債務者　二宮　祐二
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
山梨県南巨摩郡身延町上之平571番地
債務者　佐野　盛喜
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７９号
山梨県韮崎市本町２丁目18番６号　リークマンション106、申立時の住所山梨県韮崎市穂坂町宮久保4038番地
債務者　丹沢マサエ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９２号
山梨県笛吹市境川町寺尾2922番地15
債務者　保坂　幹男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係